⑶⓪　役員の状況

ａ　報告書の提出日現在の役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらのものと同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）について、冒頭に男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載した上で、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。

［ｂ～ｄ　略］

ｅ　会社が、異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合において、当該種類の株主によって選任された役員がいるときはその旨を欄外に注記すること。

⑶①　コーポレート・ガバナンスの状況

第二号様式記載上の注意⑸⑹に準じて記載すること。

⑶②　監査報酬の内容等

第二号様式記載上の注意⑸⑺に準じて記載すること。この場合において、第二号様式記載上の注意⑸⑺ａ中「監査公認会計士等（第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の２第１項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の２第２項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、「第２条第１項に規定する業務」とあるのは「第２条第１項に規定する業務（外国監査法人等にあっては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、同様式記載上の注意⑸⑺ｂ中「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、同様式記載上の注意⑸⑺ｃ中「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。

⑶③　［略］

⑶④　財務書類

第七号様式記載上の注意⑸①ａ及びｂ本文に準じて記載すること。

⑶⑤　主な資産・負債及び収支の内容

第七号様式記載上の注意⑸②に準じて記載すること。

⑶⑥　その他

ａ　［略］

ｂ　第七号様式記載上の注意⑸③ｃに準じて記載すること。

ｃ　［略］

⑶⑦　［略］

⑶⑧　本邦における提出会社の株式事務等の概要

［ａ・ｂ　略］

ｃ　ｂに掲げる事項については、５事業年度ごとに記載することができる。この場合には、当該事項の記載を行った事業年度（以下ｃにおいて「基準事業年度」という。）に続く４事業年度に係る報告書の当該事項の記載については、基準事業年度を明記した上、以下によること。

［(a)・(b)　略］

⑶①　役員の状況

ａ　報告書の提出日現在の役員（取締役、監査役及び政策決定又は業務執行に関しこれらのものと同等の権限を有する職員をいう。以下この様式において同じ。）について、冒頭に男女別人数を記載するとともに、役員のうち女性の比率を括弧内に記載したうえで、その役職名、氏名、生年月日、主要略歴、任期並びに所有株式の種類及びその数を記載すること。

［ｂ～ｄ　同左］

ｅ　会社が、異なる定めをした内容の異なる種類の株式を発行した場合に、当該種類の株主によって選任された役員がいる場合はその旨を欄外に注記すること。

⑶②　コーポレート・ガバナンスの状況

第二号様式記載上の注意⑸⑺に準じて記載すること。

⑶③　監査報酬の内容等

第二号様式記載上の注意⑸⑻に準じて記載すること。この場合において、「監査公認会計士等（第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式及び第二号の五様式において同じ。）」とあるのは「外国監査公認会計士等（監査公認会計士等（第19条第２項第９号の４に規定する監査公認会計士等をいう。以下この様式において同じ。）、当該提出会社の財務計算に関する書類（法第193条の２第１項に規定する財務計算に関する書類をいう。）について同項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等又は当該提出会社の内部統制報告書について法第193条の２第２項第１号の監査証明に相当すると認められる証明を行う外国監査法人等をいう。以下この様式において同じ。）」と、「第２条第１項に規定する業務」とあるのは「第２条第１項に規定する業務（外国監査法人等にあっては、同項の業務に相当すると認められる業務）」と、「監査公認会計士等と同一」とあるのは「外国監査公認会計士等と同一」と、「提出会社が監査公認会計士等」とあるのは「提出会社が外国監査公認会計士等」と読み替えるものとする。

⑶④　［同左］

⑶⑤　財務書類

第七号様式記載上の注意⑸③のａ及びｂの本文に準じて記載すること。

⑶⑥　主な資産・負債及び収支の内容

第七号様式記載上の注意⑸④に準じて記載すること。

⑶⑦　その他

ａ　［同左］

ｂ　第七号様式記載上の注意⑸⑤のｃに準じて記載すること。

ｃ　［同左］

⑶⑧　［同左］

⑶⑨　本邦における提出会社の株式事務等の概要

［ａ・ｂ　同左］

ｃ　ｂに掲げる事項については、５事業年度ごとに記載することができる。この場合には、当該事項の記載を行った事業年度（以下このｃにおいて「基準事業年度」という。）に続く４事業年度に係る報告書の当該事項の記載については、基準事業年度を明記した上、以下によること。

［(a)・(b)　同左］